

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・5・10

生活経済事犯の検挙状況 ▼警察庁▼ 営業秘密の不正取得、検挙数が過去最多

警察庁は、「令和3年における生活経済事犯の検挙状況等」を公表した。

それによると、企業などの営業秘密を不正に取得したとして、昨年1年間に警察が不正競争防止法違反で検挙したのは前年11人増の49人で過去最多となった。

営業秘密の不正取得での検挙件数は前年比1件増の23件で過去最多。警察が相談を受理した件数は60件で、前年より23件増加した。転職や独立時に情報を不正に持ち出す事例が増えたとみられる。

また、インターネット上での漫画や映画の海賊版が問題化する中、著作権法違反の検挙も前年より増加している。

警察が検挙した著作権法違反は前年比36件増の148件で、検挙者は同26人増の149人だった。

標準必須特許(SEP) ▼特許庁▼ ライセンス交渉で指針を策定

特許庁は、標準必須特許のライセンス交渉をする際に、権利者と実施者の双方が尊重すべき指針として、「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針(誠実交渉指針)」をまとめたと発表した。

「標準必須特許(SEP: Standard-Essential Patent)」とは、標準規格に準拠した製品を製造・販売等する場合に、避けては通ることができない特許。標準規格が普及するとともに、あらゆるモノがインターネットにつながる「IoT」化が進む中で、異業種間でのSEPライセンスを巡る紛争が生じている現状に対応するため、国としての交渉の規範を示した。

指針では、交渉を4段階に分け、特許侵害の証明をはじめそれぞれの過程で必要な対応策を示している。

<ライセンス交渉の主要な4つのステップ>

【 】内は、対応を行う交渉当事者を表す。

ステップ1: ライセンスオファー【権利者】

ステップ2: FRAND条件での契約締結の意思表明【実施者】

ステップ3: 具体的なライセンス条件の提示【権利者】

ステップ4: 対案の提示(ステップ3のライセンス条件を受け入れない場合)【実施者】

1958年発売のロングセラー ▼日清食品▼ 「チキンラーメン」の配色が色彩商標

日清食品ホールディングスは、即席麺「チキンラーメン」のパッケージの配色が、「色彩商標」として商標登録(登録番号: 第6534071号)されたと発表した。

日清食品の創業者・安藤百福が発明した世(登録番号: 第6534071号)界初のインスタントラーメン「チキンラーメン」は、1958年発売以来のロングセラー商品。今回登録を認められたのは、「チキンラーメン」のパッケージの配色であるセピア色、白色、オレンジ色のストライプ。パッケージの配色だけで、自他の商品が識別できると認められた。

「色彩商標」は2014年の商標法改正で認められるようになった新しいタイプの商標。色彩だけで会社名や商品・サービスを認識、判別できるケースは少ないのが現状で、2022年1月31日までに申出された553件のうち、登録に至ったのはわずか8件しかない。

登録しているのは、日清食品のほかにトンボ鉛筆、セブン-イレブン・ジャパン、三井住友フィナンシャルグループ、ファミリーマートなどがある。



解説

**進歩性の判断 (主引用文献、副引用文献に
基づく容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所 令和3年 (行ケ)
第10053号 特許取消決定取消請求事件
令和4年3月1日判決言渡**

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「電子レンジ加熱食品用容器の製法」とする特許第6538225号 (本件特許) の特許権者である。被告が、本件特許に対して特許異議申し立て (異議2019-701049号) を行ったところ、特許庁は、原告が行った訂正を認めた上で、「特許第6538225号の請求項1に係る特許を取り消す。」との決定 (本件決定) を下した。原告が、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件決定の要旨は、本件発明1は、引用文献1 (特開平3-114418号公報) に記載された発明 (引用発明)、引用文献5 (特開2004-283871号公報) に記載された事項及び周知の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は特許法29条2項に違反してされたものであり、同法113条2号により取り消されるべきものであるというものである。

ここでは、本件決定が認定した本件発明1と引用発明との間の相違点1についての容易想到性の判断部分のみを紹介する。

本件決定が認定した本件発明1と引用発明の一致点及び相違点1は以下の通り。

(一致点)

「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体部と、前記容器本体部の開口部と嵌合する合成樹脂シートからなる蓋体部とを備えた蓋体容器において、前記蓋体部の蓋面部には、前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する孔を形成する、電子レンジ加熱食品用容器の製法。」である点。

(相違点1)

本件発明1は、「蓋体部」を得るに際して、「前記蓋体部の蓋面部にレーザー光線の照射をオンして準備時間 (t_3) の経過により貫通孔を形成しその後の作業時間 (t_4) の経過により所定の長穴形状にまで拡張した後レーザー光線の照射をオフにすることによって幅0.15~1.0mmの排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部を形成する」のに対し、

引用発明は、「蓋」の「蓋面部」の「小孔」が、複数穿設することで「群」からなる「排気部」を形成する「長孔」であるとは特定されていないし、どのように形成するかも特定されていない点。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

本件訴訟において、原告は次のような主張を行っていた。

本件発明1の解決課題及び技術思想と引用発明の解決課題及び技術思想は異なり、引用発明の「小孔」と本件発明1の「幅0.15~1.0mmの排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」とは、その技術的意義を異にするから、引用発明から、「良好な水蒸気排気」と「異物混入抑制」とを一つの構成手段によって (異物混入防止のための部材を備えることなく、排気長孔群からなる排気部だけで) 実現するという本件発明1の解決課題は生じ得ない。

引用発明に引用文献5記載の技術を組み合わせて適用しても「幅0.15~1.0mmの排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成 (相違点1に係る本件発明1の構成) を得ることができないから、当業者が、引用発明において、相違点1に係る本件発明1の構成とすることを容易に想到することができたものといえない。

裁判所の判断 (相違点1の容易想到性について)

引用文献1には、請求項1記載の「電子レンジで加熱調理するための即席食品入り容器」の実施例 (実施例1) として、上方開放部の径が120mm、内部底面の径が105mmの容器本体2とその上方開放部を覆う蓋3とから構成される容器内に乾燥即席食品4が収容され、蓋3には直径3.2mmの円形の開孔9が、蓋3の中央を中心として放射状

に8個設けられ、その開孔率が容器本体2の上方開放部の面積の0.57%である構成を有する即席食品入り容器の記載がある。

そして、引用文献1に…との記載があることに照らすと、実施例1の即席食品入り容器の「蓋3の中央を中心として放射状に8個設けられた直径3.2mmの円形の開孔9」は、「容器内の異常な圧力の上昇を防ぐとともに、容器内の蒸気密度及び雰囲気温度を高く保ち、これにより即席食品を良好かつ短時間で復元調理できるように」するために容器の蓋に設けられた「小孔」に相当するものと理解できる。

また、この「小孔」 (開孔9) の開孔面積は1個当たり約8.03mm² (1.6mm×1.6mm×3.14) であるから、その開孔面積の合計は、約64.24mm² (8.03mm²×8) となることを読み取ることができる。

加えて、引用文献1には、実施例1の即席食品入り容器について、「小孔」 (開孔9) を被覆又は包皮する部材を備えることを示す記載はないから、このような部材を備えていないものと理解できる。

一方で、引用文献1には、即席食品入り容器の蓋に設ける「小孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく、また、「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もない。

引用文献5には、プラスチック構造体に短径と長径とを有する連結孔部としての貫通孔である「小孔」を複数形成する方法として、幅200μm以下のレーザーを照射して貫通孔を形成し、そのレーザーを照射方向と垂直な方向に移動させながら、照射することによって上記形状の「小孔」を複数形成する方法が記載されていることが認められる。

そして、レーザー加工がレーザー照射によりプラスチックを溶融させて加工するものである以上、貫通するまでに所定の時間 (本件発明1の準備時間 (t_3) に相当) レーザーを照射すること、目標とする形状に加工が完了するまでの間 (本件発明1の作業時間 (t_4) に相当)、レーザーの照射を継続すること、複数の小孔を作成する際、次のラインの小孔の形成に移る間はレーザーの照射をオフにすることは、いずれも自明であるといえる。

引用文献1には、即席食品入り容器の蓋に設ける「小孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく、また、「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もないのに対し、

引用文献5には、「本発明」の課題は、プラスチックに、微小孔部を容易に形成することができるプラスチック構造体の製造方法を提供することにあるとの記載があること、

電子レンジ加熱食品用容器において、加熱時に発生する水蒸気を逃すために設ける孔をいかなる形状にし、どの程度設けるかは、当業者が水蒸気の排出量を勘案して適宜選択する設計的事項であること、

引用文献1記載の実施例1の即席食品入り容器の「小孔」 (開孔9) の開孔面積は1個当たり約8.03mm²で、その開孔面積の合計は約64.24mm² (8.03mm²×8) であることに鑑みると、

引用文献1及び5に接した当業者においては、引用文献1の実施例1記載の即席食品入り容器内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排出するため、蓋に設けられた8個の円形の「小孔」について、その形状を「長孔」とし、これを形成するために、プラスチック構造体に対するレーザー照射による加工方法である、引用文献5に開示された幅が200μm以下である貫通孔を形成する加工方法を採用して、開孔面積の合計が約64.24mm²となるように、その「長孔」の幅を200μm以下 (0.2mm以下) に設定することを試みる動機付けがあるものと認められるから、上記「小孔」を「幅0.15~1.0mm」の数値範囲の「排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

したがって、当業者は、引用文献1及び5に基づいて、引用発明において、相違点1に係る本件発明1の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

第4 考察

進歩性の判断では、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かが検討される。進歩性判断における論理付けの一形態が本判決で示されている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

特許、商標、意匠の 出願件数が増加

■特許庁ステータスレポート2022■

特許庁は国内外の知財動向などをまとめた年次レポート「特許庁ステータスレポート2022」を発表した。ここでは2021年における特許、商標、意匠の出願状況と企業別の登録件数を取り上げる。

【特許】 2021年に日本の特許庁にされた特許出願の件数は289,200件であり、前年より728件増えた。

国際特許出願72,782件、国際特許出願以外216,418件。

【商標】 2021年の日本での商標出願件数は、184,631件であり、前年から3,559件増えた。

国際商標登録出願が20,094件、国際商標登録出願を除く商標登録出願が164,537件。

【意匠】 2021年の日本での意匠出願は、国際意匠出願3,303件、国際意匠出願以外29,222件の合計32,525件で、前年より727件増加した。

◆企業別の登録件数(国内企業)◆

【特許】 2021年の特許登録件数の多い上位10社(国内企業)をみると、三菱電機(3,494件)、トヨタ自動車(3,389件)、キヤノン(3,134件)、パナソニックIPマネジメント(2,706件)、デンソー(1,650件)、NEC(1,608件)、本田技研工業(1,591件)、リコー(1,469件)、東芝(1,433件)、富士通(1,416件)。

【商標】 2021年の商標登録件数の多い上位10社(国内企業)をみると、資生堂(585件)、コーセー(498件)、サンリオ(490件)、小林製薬(422件)、花王(368件)、パナソニック(286件)、ジャス・インターナショナル(282件)、小松マテーレ(271件)、サントリーホールディングス(201件)、大正製薬(197件)。

【意匠】 2021年の国際意匠登録出願を除く意匠登録件数の多い上位10社(国内企業)をみると、パナソニックIPマネジメント(331件)、三菱電機(228件)、コクヨ(219件)、オカムラ(197件)、LIXIL(136件)、LEC(136件)、岐阜プラスチック工業(136件)、未来工業(131件)、本田技研工業(126件)、リスパック(118件)。

三菱電機は、特許登録件数で1位、国際意匠登録出願を除く意匠登録件数で2位となった。同社は2014年から特許登録件数において8年間連続で国内企業の上位3位以内に入り、また、意匠登録件数でも2013年から9年連続で上位2位以内に入るなど、特許と意匠とを組み合わせた知的財産活動を展開している。

◇特許庁ステータスレポート2022◇

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2022/index.html?msclid=273fc415c12b11eca9c00b0eeb35b5e5>

<2021年における企業別登録件数>

●特許登録件数上位10社(国内企業)●

順位	出願人	登録件数(2020)	昨年順位
1	三菱電機株式会社	3,494 (3,626)	2
2	トヨタ自動車株式会社	3,389 (2,714)	3
3	キヤノン株式会社	3,134 (3,680)	1
4	パナソニックIPマネジメント株式会社	2,706 (2,643)	4
5	株式会社デンソー	1,650 (2,049)	5
6	日本電気株式会社	1,608 (1,370)	10
7	本田技研工業株式会社	1,591 (1,651)	6
8	株式会社リコー	1,469 (1,602)	7
9	東芝	1,433 (1,316)	13
10	富士通株式会社	1,416 (1,453)	9

●商標登録件数上位10社(国内企業)●

順位	出願人	登録件数(2020)	昨年順位
1	株式会社資生堂	585 (507)	3
2	株式会社コーセー	498 (470)	5
3	株式会社サンリオ	490 (674)	1
4	小林製薬株式会社	422 (340)	6
5	花王株式会社	368 (603)	2
6	パナソニック株式会社	286 (194)	9
7	ジャス・インターナショナル株式会社	282 (505)	4
8	小松マテーレ株式会社	271 (73)	57
9	サントリーホールディングス株式会社	201 (157)	13
10	大正製薬株式会社	197 (198)	8

●意匠登録件数上位10社(国内企業)●

順位	出願人	登録件数(2020)	昨年順位
1	パナソニックIPマネジメント株式会社	331 (305)	2
2	三菱電機株式会社	228 (362)	1
3	コクヨ株式会社	219 (122)	10
4	株式会社オカムラ	197 (210)	3
5	株式会社LIXIL	136 (133)	8
6	レック株式会社	136 (119)	11
7	岐阜プラスチック工業株式会社	136 (77)	24
8	未来工業株式会社	131 (81)	20
9	本田技研工業株式会社	126 (147)	6
10	リスパック株式会社	118 (97)	14

審 決 紹 介

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条1項第16号に該当しない、と判断された事例(不服2021-1413、令和4年2月22日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和元年7月11日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。
令和2年3月6日付け：拒絶理由通知書
令和2年9月28日：意見書の提出
令和2年10月29日付け：拒絶査定
令和3年2月1日：審判請求書の提出

別掲 本願商標
ガンジス



2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第30類「弁当、調味料、香辛料、カレー粉」を構成商品として登録出願されたものである。

3 原査定中の拒絶の理由(要旨)

本願商標は、「ガンジス」の文字及び「ganges」(「a」の文字の上部にはアクセント記号が付されている。)を上2段に横書きしてなるものであると、
「ganges」の文字は「インドの大河。西部ヒマラヤ山脈に発源、諸支流を合わせて南東に流れ、ベンガル湾に注ぐ。」を表す語であり、上段の「ガンジス」の文字は、下段の「ganges」の文字の読みを表記したものと認識される。そうすると、本願商標をその指定商品に使用した場合、取引者及び需要者は、「ガンジス川周辺で生産される商品」であることを理解するにとどまるといのが相当であり、本願商標は単に商品の品質、産地を普通に用いられる方法で表示するにすぎない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、上記商品以外の商品に使用した場合、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるため、同法第4条第1項第16号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり構成からなること、上段の「ガンジス」の片仮名が、「インドの大河。西部ヒマラヤ山脈に発源、諸支流を合わせて南東に流れ、ベンガル湾に注ぐ。」(広辞苑第6版)である「ガンジス川」を想起させるとしても、本願の指定商品との関係においては、商品の産地及び販売地を表示したものと直ちに理解されるとはいえない。

そして、当審において職権をもって調査すると、本願の指定商品を取り扱う業界において、「ガンジス」の文字が、商品の産地、販売地又は品質を直接的に表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の産地、販売地又は品質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標の下段の「ganges」(「a」の文字の上部にはアクセント記号が付されている。)の欧文字が上段の片仮名の外国語表記であるとしても、本願商標は、その構成全体において商品の産地、販売地又は品質を表したものとはいえず、自他商品を識別する機能を果たし得るものというべきである。

また、本願商標が商品の産地、販売地又は品質等を表示するものでない以上、本願商標は、商品の品質の誤認を生ずるおそれもないものである。したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

本願商標「Be19」は、商標法第3条第1項第5号に該当しない、と判断された事例(不服2021-7432、令和4年2月18日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和2年11月30日の出願であって、同3年2月1日付けの拒絶理由の通知に対し、同月5日受付の意見書が提出されたが、同年3月1日付けで拒絶査定がなされ、これに対して、同年6月8日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

2 本願商標

本願商標は、「Be19」の文字と数字を標準文字で表してなり、第5類「薬剤(農薬に当たるものを除く)、殺菌剤(農薬に当たるものを除く)、殺虫剤(農薬に当たるものを除く)、空気浄化剤、医療用せっけん、消毒用せっけん、医療用洗浄剤、ワクチン類、生物学的製剤、食餌療法用食品、食餌療法用飲料、乳幼児用食品、乳幼児用飲料、栄養補助食品、栄養補助用飼料添加物(薬剤に属するものを除く)、衛生マスク」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定中の拒絶の理由の要旨

本願商標は、「Be」の欧文字2字と「19」の数字2字とを結合した「Be19」の文字を標準文字で表してなること、欧文字2字と数字2字との組合せからなる標章は、商品の種類、規格等を表すための記号、符号として、取引上、一般に使用されているものである。

そうすると、本願商標は、商品の型番等を表示するための記号、符号の一類型を表したものとみればよく、これに接する取引者、需要者をして、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標と認識されるにとどまり、自他商品の出所識別標識としての機能を果たし得ないものであると判断するの相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「Be19」の文字と数字を標準文字で表してなるものである。そして、英語の文章表記においては語頭を大文字とし、続く文字を小文字で表すことが通例であることが広く知られていることに加え、「B(b)e」が親しまれた英単語(「...」であることを意味する英語の連結動詞の一つ。いわゆるbe動詞。)であることをも踏まえると、本願商標は、商品の品番、型番、種別、規格等を表すための記号、符号の一類型を表したと直ちに理解されるとはいえず、その構成文字全体をして「Be」の文字(いわゆるbe動詞)と「19」の数字を組み合わせた一種の造語であると認識し理解されるとみるのが相当である。

また、当審において職権をもって調査すると、本願の指定商品を取り扱う業界において、ローマ字の大文字「B」と小文字「e」を数字「19」で結合した「Be19」やローマ字の大文字と小文字を数字で結合した標章が、商品の品番又は型番等を表した記号又は符号として一般的に使用されている事実や、本願商標に接する需要者、取引者が、「Be」の文字(いわゆるbe動詞)と数字を商品の品番又は型番等を表したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、極めて簡単な標章とい得るものの、ローマ字の大文字と小文字を数字で結合した標章が一般的に使用されていると認められないことから、ありふれた標章ということとはできない。

以上から、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標にとどまるものとはいえず、また、その指定商品との関係において、自他商品を識別する標識としての機能を果たし得るものである。したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和37(1962)年	商標登録第 598330号～第 600097号
47(1972)年	商標登録第 983036号～第 986975号
57(1982)年	商標登録第1543108号～第1547655号
平成4(1992)年	商標登録第2462512号～第2473485号
平成14(2002)年	商標登録第3371442号
平成14(2002)年	商標登録第4608859号～第4616763号
平成24(2012)年	商標登録第5525654号～第5531916号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和元年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和4年2月分	22,073	13,863
前 年 比	101%	101%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm